

目 次

I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報	- 2 -
1. 専利出願、登録件数	- 2 -
2. 不服審判、無効審判状況	- 5 -
3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況	- 5 -
4. 商標出願・登録件数	- 5 -
5. RCEP 発効	- 6 -
6. 中国がハーグ協定に加盟	- 7 -
7. 「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底的实施に向けた推進計画	- 7 -
II、直近1年間の注目判例の紹介・解説	- 7 -
1. 最高裁の判決から先使用権抗弁の「必要な準備を完了し」及び「元の範囲内」要件の証明基準を見る	- 7 -
2. 特許権侵害事件における懲罰的賠償の適用への考察	- 9 -
III、直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報	- 11 -
1. 国家知識産権局は『専利と商標審査「十四五（第14次5カ年）」計画』を発表	- 11 -
2. 国家知識産権局は「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」について公開で意見募集通知を発表	- 12 -
3. 「データ越境安全評価弁法」が正式に施行	- 12 -
4. 「中華人民共和国独占禁止法」が正式に施行	- 12 -
5. 国家市場監督管理総局は「中華人民共和国不正競争防止法（改正案意見募集稿）」を発表	- 13 -
IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報	- 13 -
1. IP5 PPH 実験プロジェクトはさらに3年間延長	- 13 -
2. 国家知識産権局は「展示会知的財産権保護ガイドライン」を配布	- 13 -

レポート

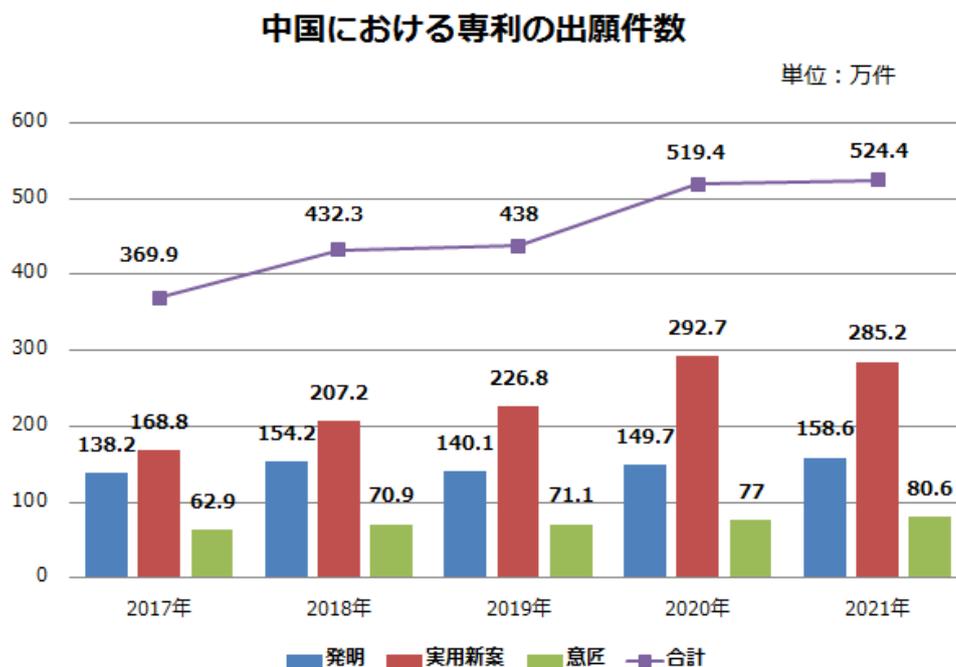
送付日付：2023年2月28日

本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1) 知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2) 直近1年間の注目判例の紹介・解説、3) 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報、4) その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報という4項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

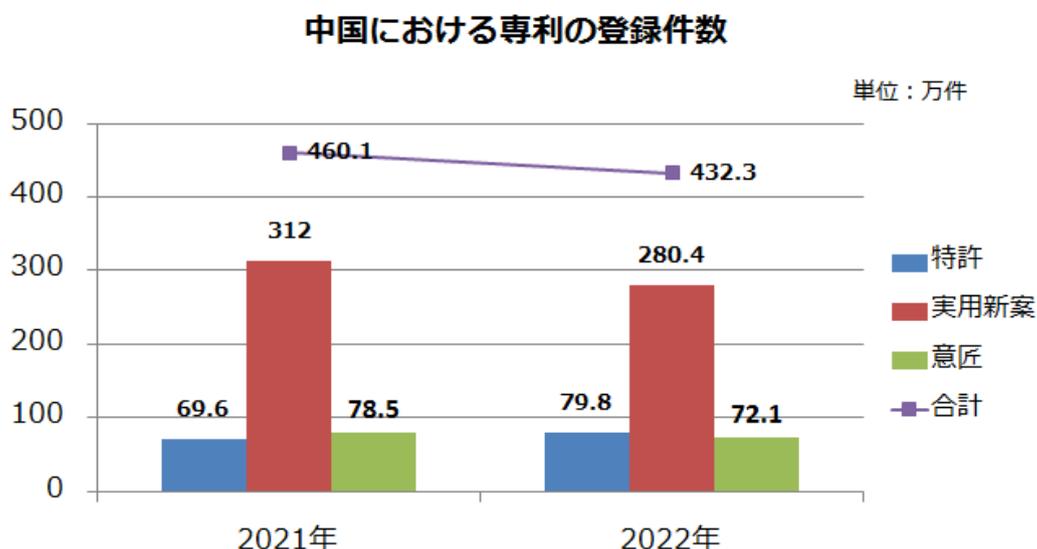
1. 専利出願、登録件数

中国国家知識産権局の統計によれば、2015年～2020年の6年間の中国専利出願件数の推移は、以下のとおりである¹。



¹ 中国国家知識産権局は、現在、登録件数及び結審件数のみを発表している。

2021年～2022年の2年間の中国専利登録件数の推移は、以下のとおりである。

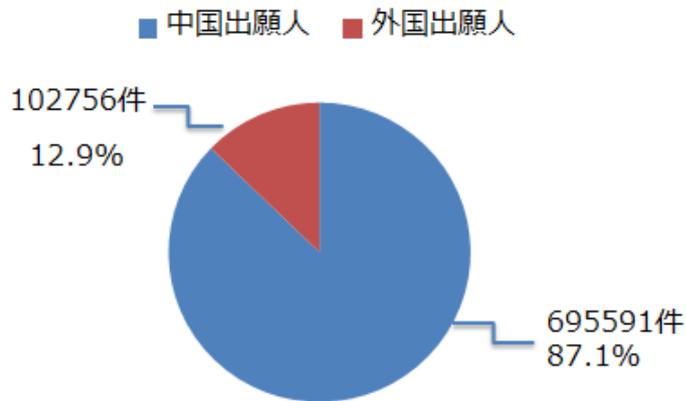


近年、中国国家知識産権局は悪質な非正常専利出願行為を断固として取り締まるよう、非正常専利出願に対する審査・処理を厳格化としている。また、実用新案登録の質を高めるために、明らかな進歩性欠如の審査を方式審査に含めることを示唆したため、2021年、実用新案の出願件数が2020年と比べて、微減となっているほか、2022年の登録率も以前より低下した。

2021年6月1日より、中国における意匠出願について、部分意匠制度が認められるようになったが、『専利審査指南』及び『専利法実施細則』がまだ正式に発表されていないため、中国国家知識産権局が受理した一部の部分意匠出願はまだ審査されていない状態である。これは、2022年の意匠登録件数が減少した理由の一つだと考えられる。

2022年、中国における専利の登録件数のうち、中国出願人による特許の登録件数は69.6万件であり、全体に占める割合が87.1%である。外国出願人による特許の登録件数は10.2万件であり、全体に占める割合が12.9%である。

登録件数

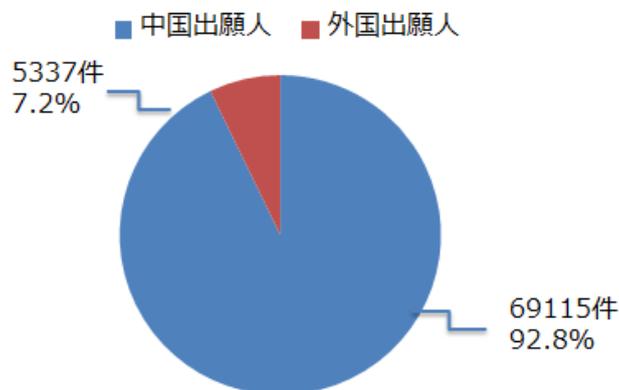


登録された特許のうち、職務発明は98.0%の78.3万件を占め、非職務発明は2.1%の1.5万件を占めている。

2022年末までに、有効特許件数は421.2万件である。そのうち、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効特許件数は328.0万件である。1万人あたりの高価値特許の保有件数は2021年より1.9件増の9.4件である。

2022年、PCT国際出願の受理件数は7.4万件である。そのうち、国内出願人によるPCT出願は92.8%の6.9万件であり、国外出願人によるPCT出願は7.2%の0.5万件である。

2022年PCT出願受理件数



2. 不服審判、無効審判状況

2022年の専利不服審判の結審事件は6.3万件であり、無効審判の結審件数は0.79万件である。

3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況

2022年、中国出願人によるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願件数は1286件である。

4. 商標出願・登録件数

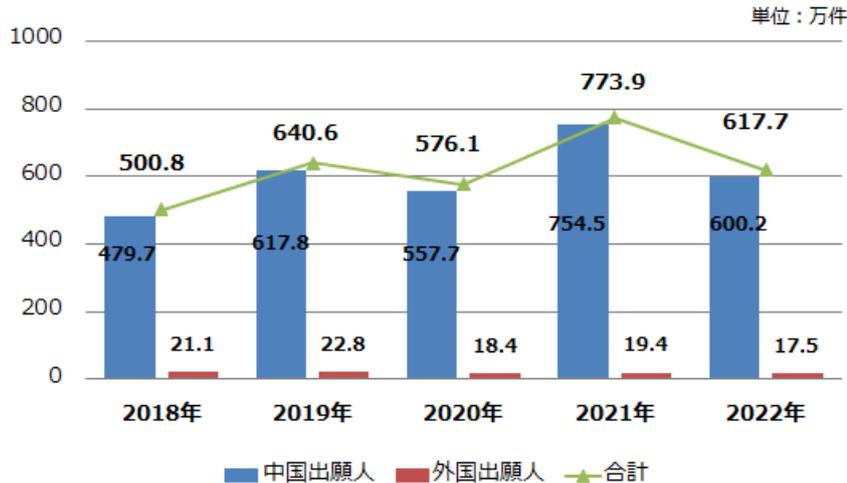
2017年～2021年の商標出願件数の推移は以下の通りである²。



2018年～2022年の中国における商標登録件数の推移は以下の通りである。

² 2022年の商標出願件数のデータは発表されていない。

中国における商標登録件数の推移



2022 年年末までに、中国における有効商標件数は 4267.2 万件である。そのうち、国内出願人による有効商標件数は 95.2% の 4064.2 万件であり、外国出願人による有効商標件数は 4.8% の 203.0 万件である。また、2022 年、中国出願人によるマドプロ国際出願件数は 5827 件である。

2021 年の登録件数の 773.9 万件に対して、2022 年の登録件数は 156.2 万件も減ったが、主な原因としては、知的財産権を保護するために、国家知識産権局は悪意による商標冒認出願行為に対する取締りを更に強化しつつあるためである。たとえば、2022 年、「ビンドゥンドゥン」などの悪意先取り商標出願は計 3192 件却下され、悪意による買い占めの疑いのある計 3522 件の商標の譲渡制限を行った。また、職権によって無効宣告された商標は計 2629 件があり、悪意による商標登録出願及び重大な悪影響の疑いがある案件の手がかり計 110 件を地方に情報提供し、商標登録管理の秩序を乱し、深刻な社会的悪影響を及ぼしやすい典型的な悪意による商標の冒認出願行為を厳格に取り締まる姿勢が示された。

5. RCEP 発効

2022 年 1 月 1 日、「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP) がブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、日本、ニュージーランド及びオーストラリアの 10 カ国に対して正式に発効し、2 月 1 日より韓国に対して正式に発効した。そのうち、知的財産権に関する章には RCEP の内容が最も多く、ページ数も最も長くなっている。当該章節は著作権、商標、

地理的表示、特許、意匠、遺伝資源、伝統的知識及び民間演芸、不正競争、知的財産権執行、協力、透明度、技術援助などの分野をカバーしている。

6. 中国がハーグ協定に加盟

中国は 2022 年 1 月、「意匠の国際登録に関するハーグ協定」（以下「ハーグ協定」という）の 1999 年ジュネーブ改正協定に正式に加盟し、2 月 5 日付けで世界知的所有権機関（WIPO）に「ハーグ協定」の加入書を寄託し、中国の当該協定への加入の効力が 5 月 5 日に発生することになった。

7. 「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底の実施に向けた推進計画

国家知識産権局は、「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底の実施に向けた推進計画を発表し、2022 年から 2025 年までの「知的財産権の保護強化に関する意見」を実施するための重点任務と作業を規定した。同推進計画は、6 方面の 114 の具体的な取組によって構成されている。内容は、知的財産権の保護における法治レベルの改善、知的財産チェーン全体の保護強化、知的財産保護の制度的メカニズムの改革深化、知的財産分野における国際協力と競争の一体的な推進、知的財産分野における国家安全の維持、知的財産保護のための資源供給と組織的保障の強化などが含まれている。

II、直近 1 年間の注目判例の紹介・解説

1. 最高裁の判決から先使用権抗弁の「必要な準備を完了し」及び「元の範囲内」要件の証明基準を見る³

S 社は、L 社がその実用新案特許権を侵害したとして、広州知識産権法院に訴訟を起こした。審理の結果、一審法院は、L 社が製造、販売したイ号製品 A25 型番のスピーカーが係争特許請求項 1、2、5 の保護範囲に入っていると認定した。L 社はこれに対して異議はないが、先使用権抗弁を主張した。一審法院は、L 社が提供した証拠の一部が自ら作成されて提供されたものであり、かつ L 社がその製造範囲、および元の範囲内で継続して製造していることを立証してい

³ <https://www.court.gov.cn/fuwu-xiangqing-347371.html> 23 (2021) 最高法知民終 508 号 (2022 年 2 月 15 日アクセス)

ないため、L社が主張した先使用権抗弁は成立しないと認定した。

L社は一審判決に不服があり、最高人民法院に上訴し、二審で新たな証拠を提出し、証人が法廷に立って証言することを申し立てた。二審法院は審理を経て、L社が主張した先使用権抗弁が成立したと判断したため、広州知識産権法院が下した一審判決を取り消し、S社の訴訟請求を棄却した。

解説：

先使用権抗弁が成立かどうかは下記二つの要件を満たすかどうかにある。

①、専利出願日前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又は既に製造、使用に必要な準備を完了する。②、元の範囲内にのみ継続して製造し、使用する。

本事件で、一審と二審の争議点の一つはいずれも「L社が主張した先使用権抗弁は成立したかどうか」である。一審中、先使用権抗弁が成立することを証明するために、L社が40部の証拠を提出した。一審法院は意匠証書、授權公告、社会保険費納付記録、工商登記情報、銀行振替領収書、營業免許のほか、他の証拠は全てL社が一方的に作成した証拠であると認定し、証明効力が不十分とし、その先使用権抗弁を認めなかった。

二審法院は、研究開発の過程で作成された技術文書は、被訴侵害者が一方的に作成されることが常識に合致し、その製品が正式に製造、販売される前に公開しなくても製品開発の客観的状況に合致し、一方的に作成されただけでその証明効力を簡単に否定することはできないと認定した。その他、先使用権抗弁における「元の範囲内」の証明基準は高すぎではならず、被訴侵害者はすでに全力を尽くして立証し、挙げた証拠はその主張した元の範囲内に合理性があることを初歩的に証明することができ、特許権者が十分な反証を提供して覆さなかった場合、通常被訴侵害者が元の範囲内で実施していると認定することができる。

最高法院の上記認定から分かるように、被訴権利侵害者に一方的に作成された証拠は全く採用できないわけではなく、「元の範囲」の証明基準も厳しいわけではない。競合他社が特許侵害訴訟を起こしたとき、先使用権抗弁成立の二つの要件を満たすように証拠提出に努めるように、自主研究開発型企業にとって、技術研究開発の全過程において、異なる段階で形成された各種類の技術書類と製品実物、例えば、設計図、構造図、特許出願書類、工程書類、製品写真、製品サンプルなどを保存することに注意すべきである。同時に現場面積、主要

設備、主要原材料、金型などの変化状況を記録し、また製品の設計、製造、使用に関連する第三者とのコミュニケーション記録、取引記録、契約書などの書類資料を保存することに注意すべきである。

また、関係証拠の真実性と証明能力を高めるためには、現場公証と書類確定日付公証と一緒に実施することが考えられる。当該確保手段は、確保できた状況が確実かつ全面であるため、今後先使用権抗弁を主張する際に、効力が高く、かつ使いやすい。しかも、当該確保手段で公証する際に、会社は関係技術情報などに対し、営業秘密保持措置を取ったことをあわせて公証できる。今後、営業秘密侵害紛争が生じた場合も、利用できる。公証のほか、タイムスタンプやブロックチェーンを利用することができる。タイムスタンプやブロックチェーンによる電子証拠の証拠力も、裁判所に認められるし、費用節約、便利、保管容易などの長所がある。ただ、タイムスタンプやブロックチェーンの効力自体は、公証より弱いし、かつ書類の確定日付のみを証明できるので、時間性以外、関係技術が確実に実施されたか、設備の状況などをあまり証明できず、タイムスタンプのみを利用し、先使用の証拠を確保することは足りないと思われる。

2.特許権侵害事件における懲罰的賠償の適用への考察

A 光電会社は名称が「発光ダイオード電球構造改良」で、特許番号が ZL201420776830.9 の実用新案専利の特許権者である。A 光電会社は、(2018) 粵 73 民初 200 号事件において、B 照明会社が実用新案特許権を侵害していると主張し、当該事件の判決では B 照明会社の行為が特許権侵害に該当すると判定し、A 光電会社の係争特許を侵害した製品の製造、販売、販売の申出を停止させ、経済損失及び合理的支出 60,000 元を賠償するよう命じた。B 照明会社は自ら判決を履行しておらず、執行裁判所は執行可能な財産情報を発見していないため、執行裁判所は (2019) 粵 20 執行 3 号民事裁定を下し執行を終了した。その後、A 光電会社が B 照明会社が再び ZL201420776830.9 「発光ダイオード電球構造改良」の実用新案特許権を侵害した疑いのある行為を実施したことを発見し、訴訟を提起した⁴。

広州知識法院は審理を経て、B 照明会社が特許権侵害行為を実施した主観的悪意が明らかで、侵害の性質が悪いと認めた。前の事件ですでにその行為が ZL201420776830.9 「発光ダイオード電球構造改良」実用新案特許権を侵害し

⁴ (2020) 粵 73 知民初 57 号事件

ていると認定された場合、B 照明会社は前の事件の判決を履行しないことを拒否し、前の事件の判決が下した後 1 年余り経過後、再度公証付購入で取得した被訴侵害製品が A 光電会社の同じ特許権を侵害し、B 照明会社は被訴侵害対象製品の製造者として、悪意を持って被訴侵害行為を実施し、かつ重複侵害行為に該当し、侵害時間が長い。B 照明会社が侵害行為を繰り返していることも、A 光電会社の係争特許の価値が高い事実を立証している。A 光電会社が、B 照明会社の被訴行為は悪意のある権利侵害であり、法律で厳しく処罰されるべきだという主張が合理的であると認めた。民法典が施行された後まで権利侵害行為が継続されているため、法院は事件を総合的に考慮して、『中華人民共和国民法典』（以下民法典と略称する）の懲罰的賠償に関する規定を適用して B 照明会社の権利侵害責任を認定し、2021 年 1 月 1 日「民法典」が施行した後の権利侵害による獲得した利益に対しては、3 倍の懲罰的賠償が適用された。（被訴侵害行為が 2021 年 1 月 1 日前に発生し、2021 年 1 月 1 日後まで継続した。2021 年 1 月 1 日までに発生した行為に対しては懲罰的賠償が適用されない）。

解説：

2021 年 1 月 1 日から施行された「中華人民共和国民法典」は初めて知的財産権侵害の懲罰的賠償について包括的な規定を定め、続いて 2021 年 6 月 1 日から新しい「専利法」の懲罰的賠償に関する規定は施行し始めた。

法の不遡及の原則に基づき、懲罰的賠償は 2021 年 1 月 1 日以降の権利侵害行為に適用される。したがって、特許権者は 2021 年 1 月 1 日以降の権利侵害行為に対して懲罰的賠償を主張する方が法院に支持される可能性が高い。現在、司法実務で特許権侵害の懲罰的賠償に関わる判例はまだ少ないである。

「民法典」第 1185 条及び「専利法」第 71 条によれば、懲罰的賠償の要件は主観要件即ち故意侵害と客観要件即ち情状深刻を含む。2021 年に発表された「最高人民法院の知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（以下は「2021 年司法解釈」と略称する）第 3 条、第 4 条はそれぞれ「故意」と「情状深刻」について、明確に規定している。専利権侵害の場合、「故意」として認定できる場合は下記の通り纏めることができる。（一）権利侵害者が特許権者から通知、警告を受けた後、引き続き権利侵害行為を実施する場合。（二）権利侵害者またはその管理/制御者は特許権者の管理/制御

者である場合。(三) 権利侵害者と特許権者との間に労働、労務、協力、業務の往来などの関係があり、かつ関連特許権に触れたことがある場合。「情状深刻」は特許権侵害の程度に対する客観的レベルの全体的評価に関連し、権利侵害行為、権利侵害者の客観的角度からの各要素を評価し、例えば、権利侵害の繰り返し、権利侵害証拠の偽造・破壊または隠匿、保全裁定の不履行、権利侵害による利益の巨大化などである。

本件における B 照明会社は前の事件の発効判決で確定された侵害責任の履行を拒否し、しかも、A 光電会社の同一の特許に対して再び係争特許権を侵害した行為を実施し、侵害悪意が明らかで、繰り返し侵害行為を実施することは、権利侵害の性質と情状において懲罰的賠償制度の適用基準を満たしているため、このような行為に対して厳しく抑制し、打撃が与えられるものである。

知的財産権侵害に対する懲罰的賠償の適用は、原告が被告に故意があり、かつ侵害情状が深刻であることを証明するだけでなく、補償的賠償の金額も証明しなければならないが、権利者がすでに全力を尽くして証拠を提出し、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者が把握している場合、人民法院は権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が提供しないまたは虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考に賠償額を判定することができる。このような侵害者への損害賠償額立証責任への転換制度の導入は、長い間、知的財産権分野の訴訟における立証難、判決した賠償額が少ないなどの問題の解決を期待される。

III、直近 1 年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報

1. 国家知識産権局は『専利と商標審査「十四五（第 14 次 5 カ年）」計画』を発表⁵

2022 年 1 月 20 日、国家知識産権局は『専利と商標審査「十四五（第 14 次 5 カ年）」計画』を発表した。この計画は全部で七方面の主要な任務を設置し、それぞれは審査制度の継続的完備、審査品質の着実な向上、審査効率の継続的向上、出願品質の向上の協同推進、審査組織機構の運行性能の向上、特許出願と商標登録の利便化改革の深化、審査審理業務の国際協力の全面的な展開であ

⁵ http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/22/content_5669864.htm (2022 年 2 月 15 日アクセス)

る。この計画によると、発明特許出願は、実体審査の発効日から初めて権利付与決定を下すまでの平均審査用期間が 20 ヶ月から 15 ヶ月に大幅に短縮される見込みである。

2. 国家知識産権局は「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」について公開で意見募集通知を発表⁶

2022 年 10 月 31 日、国家知識産権局は「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」について公開で意見募集通知を発表した。今回の意見募集は主に前回公衆のフィードバックに対して改善を行い、専利法及びその実施細則に関する規定をさらに修正することである。

3. 「データ越境安全評価弁法」が正式に施行⁷

2022 年 7 月 7 日、国家インターネット情報弁公室は「データ越境安全評価弁法」（以下、「弁法」という）を公布した。弁法は 2022 年 9 月 1 日から施行された。データ越境安全評価の目的は、データ越境安全リスクを防止する上で、データが法に基づいて秩序正しく自由に流れることを保障することである。上記の目的を実現するために、「方法」はデータ越境安全評価に 2 つの基本原則に従うべきであることを規定している。1 つは事前評価と持続的監督を結合すべき原則であり、もう 1 つは、リスク評価と国家安全評価を結合すべき原則である。

4. 「中華人民共和国独占禁止法」が正式に施行⁸

2022 年 6 月独占禁止法改正案が採択され、2022 年 8 月 1 日から施行された。今回の改正は同法の施行 14 年ぶりの改正であり、現行独占禁止法に対して主に以下の 4 つの方面の改正を行った。1、競争政策の基礎的地位と公平な競争審査制度の法的地位を明確にした、2、独占禁止に関する制度規則をさらに充実させる、3、独占禁止法執行に対する保障をさらに強化する。4、法律責任を充実させ、処罰に力を入れる。

⁶ https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html (2022 年 2 月 15 アクセス)

⁷ http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-07/08/content_5699851.htm (2022 年 2 月 15 アクセス)

⁸ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202206/e42c256faf7049449cdfaafb374a3595.shtml> (2022 年 2 月 15 アクセス)

5. 国家市場監督管理総局は「中華人民共和国不正競争防止法（改正案意見募集稿）」を公表⁹

2022年11月27日国家市場監督管理総局が「中華人民共和国不正競争防止法（改正案意見募集稿）」に対する意見を公開募集の公告を発表した。

意見募集稿は、デジタル経済における公平な競争ルールの健全化を重点的に強調し、データ、アルゴリズム、技術、資本優位性およびプラットフォームルールなどを利用して不正競争行為を実施することへの規制と取締を強化し、制度の期待性と法執行の規範性を高めるために、不正競争行為を構成するかどうかを判断する考慮要素を規定した。また、不正競争に対する社会的な共同管理を推進するために、プラットフォーム経営者が競争コンプライアンスへの管理の強化に関する責任も規定している。

IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

1.IP5 PPH 実験プロジェクトはさらに3年間延長¹⁰

2022年12月29日、中国国家知識産権局と欧州特許庁、日本特許庁、韓国特許庁、米国特許商標局の共同決定により、五局特許審査高速道路（IP5 PPH）実験プロジェクトは2023年1月6日からさらに3年間延長され、2026年1月5日までとなる。出願者が実験プロジェクトの下でPPH請求を提出した関連要求とプロセスは変更がない。PPH実験プロジェクトは特許協力条約（PCT）と国家/地域の活動結果を利用して、五局（庁）間の特許出願をより迅速に処理する。この実験プロジェクトの下で、五局（庁）のうちの一局（庁）に権利付与可能な請求項を有すると認定された出願について、他の条件を満たす場合、出願者は他の四局（庁）に早期審査請求を提出することができる。

2.国家知識産権局は「展示会知的財産権保護ガイドライン」を配布¹¹

2022年7月20日国家知識産権局は「展示会知的財産権保護ガイドライン」の印刷・配布に関する通知を発表した。当該ガイドラインは中華人民共和国国

⁹ http://www.gov.cn/hudong/2022-11/27/content_5729081.htm (2022年2月15日アクセス)

¹⁰ https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/29/art_340_181134.html (2022年2月15日アクセス)

¹¹ http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-07/27/content_5703113.htm (2022年2月15日アクセス)

内で開催される各種オンライン・オフラインの経済技術貿易展覧会、展示即売会、博覧会、交易会、展示会などのイベントにおける知的財産権の保護に適用される。

展示会は企業の新技術の新しい優位性を展示する重要な舞台であると同時に、権利侵害の手がかりを発見する重要なシーンでもある。ガイドラインは近年の国内展示会の知的財産権保護の実務経験を、展示前、展示中、展示後をタイムラインとしてまとめ、制度化し、各地の展示会の知的財産権保護実務に指導するのに役立つ。展示会で企業の知的財産権などの合法的権益が侵害されないように、企業が保有する特許権、商標権、著作権が侵害されていることを発見した場合、展示会の苦情申立機関または知的財産権行政管理部門に直接苦情を申し出ることができる。

以上